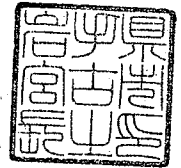


宮古市告示第 45 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法 19 条第 1 項に規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書又はその写しを公衆の縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 27 日

宮古市長 山 本 正 徳



- 1 都市計画の種類（名称）  
一 団地の津波防災拠点市街地形成施設（津軽石地区）
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
宮古市津軽石第 4 地割の一部  
（別紙図面のとおり）
- 3 縦覧場所  
宮古市役所都市整備部都市計画課（市役所都市整備部第二事務所）

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

# 計 画 書

宮古都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更（宮古市決定）

宮古都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津軽石地区）を次のように変更する。

名 称	一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津軽石地区）						
位 置	岩手県宮古市津軽石第4地割の一部						
面 積	約 1.2ha						
施設 の 位置 及 び 規 模	住宅施設、 特定業務施設 又は公益的施設 及び公共	公益的施設	約 0.4ha	備 考	市役所出張所、公民館、消防屯所、保育所、 その他周辺居住者の共同の福祉又は利便 のために必要となる施設等を配置する。		
		道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
	地区内道路		区画道路を適宜配置する。				
	公 園 及 び 緑 地	種別	名称	面積		備考	
		公園	津軽石地区として、必要な面積を計画的に確保する ため、適宜配置する。				
	その他 公共施設	水路 幅員約 4m、延長約 210m 下水道 ①雨水：道路側溝に集水し、津軽石川へ直接放流する。 ②汚水：公共下水道により集水し、流末処理場を経由し て、津軽石川へ放流する。 上水道 宮古市営水道により給水する。					
	小計	約 0.8ha					
建築物の高さの最高限度若し くは最低限度		—					
建築物の延べ面積の敷地面積に 対する割合の最高限度若しくは 最低限度		20/10以下					
建築物の建築面積の敷地面積に 対する割合の最高限度		7/10以下					

「区域、住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

## 理由

東日本大震災からの早期復興を目指し、市役所出張所等の公益的施設機能を集約した拠点を有する市街地形成を図るため、本案のように変更する。

## 変 更 理 由 書

津軽石地区は、東日本大震災により甚大な被害を受けた本地区周辺の公益的施設を整備し、これらの都市機能を集約することで、被災時の円滑な復興活動の支援を図り、加えて良好な市街地環境の形成を目指すことを目的として、平成 25 年 12 月 2 日に一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津軽石地区）の都市計画決定をしている。

その後、平成 26 年 3 月に、本地区に隣接する国登録の建造物「盛合家住宅主屋」及び名勝「盛合氏庭園」等の文化遺産の活用について検討した「津軽石地区文化遺産活用計画」が策定され、これらの文化遺産と一体となって良好な景観を形成している樹木や水路を保全すべきとの方向性が示された。

当初計画では、現況道路の中心に合わせて、道路及び水路を配置する設計であったため、水路北側に群生している屋敷林に大きく干渉するものであったが、水路及び道路の線形、幅員、構造等を見直すことにより、屋敷林への影響軽減を図ることとした。

- ) また、三陸国道事務所による三陸沿岸道路からの取付道路の計画変更、地権者との境界立会を踏まえ、一部区域を見直すこととした。

なお、これらの変更により、区域面積は約 1.21ha から約 1.17ha に変更となる。

これらのことから、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津軽石地区）を、本案のとおり変更する。